

横須賀市青少年自立支援関係機関連絡会議設置要綱

(総則)

第1条 福祉、教育、保健、医療等の複数の分野の関係機関が連携することにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、横須賀市青少年自立支援関係機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 青少年の支援に関する情報交換
- (2) 関係機関における連携方法についての意見交換
- (3) その他青少年の支援に関し必要な事項

(会長)

第3条 連絡会議に、会長を置き、こども家庭支援センターこども家庭支援課長をもって充てる。

- 2 会長は連絡会議の事務を総理し、連絡会議を代表する。
- 3 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(組織)

第4条 連絡会議は、全体会議及び個別検討会議によって組織する。

- 2 全体会議は、連絡会議の基本的な運営方針、個別検討会議が円滑に機能するための環境整備等について協議する。
- 3 個別検討会議は、個別の問題事例に関する具体的な支援の内容、その経過報告、情報の共有に関すること等について意見の交換を行い、その結果を全体会議に報告する。

(全体会議)

第5条 全体会議は、別表に掲げる行政機関及び関係機関の長が指名する者をもって構成する。

第6条 全体会議に座長を置き、会長をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

第7条 全体会議は、座長が招集する。

- 2 全体会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(個別検討会議)

第8条 個別検討会議は、別表に掲げる行政機関及び関係機関に所属する者のうち、それぞれの長が指名するものをもって構成する。

第9条 個別検討会議に座長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定は、個別検討会議の座長の職務及び個別検討会議の会議について準用する。

(秘密保持等)

第10条 全体会議及び個別検討会議の構成員並びにこれらの会議に出席した者等連絡会議の関係者は、青少年及びその家族等（以下この条において「青少年等」という。）の個人情報の取り扱いに十分留意し、正当な理由なく、その職務上知り得た青少年等の秘密を漏らしてはならない。当該構成員がその職を退いた後も同様とする。

2 全体会議及び個別検討会議において青少年等の個人情報を用いる場合は、青少年等本人（青少年等が未成年者である場合はその法定代理人）の同意を得ておかなければならない。

(庶務)

第11条 連絡会議の庶務は、こども家庭支援センターこども家庭支援課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、全体会議の同意を得て会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条、第8条関係）

教育関係	県立学校長会議（横須賀三浦地区） 神奈川県私立中学高等学校協会（横須賀地区） 教育委員会事務局学校教育部
福祉関係	横須賀市民生委員児童委員協議会 福祉こども部 こども家庭支援センター
保健・医療関係	横須賀市医師会 健康部
雇用関係	横須賀公共職業安定所 横須賀商工会議所 よこすか障害者就業・生活支援センター 湘南・横浜若者サポートステーション 経済部
矯正・更生保護関係	横須賀保護司会 神奈川県警察少年相談・保護センター横須賀方面事務所
支援関係	特定非営利活動法人湘南国際 特定非営利活動法人アングーリュマン・よこすか